



熊本県公報

号外第 1 5 号
平成 21 年 8 月 18 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 選挙運動に関する支出金額の制限額…………… (選挙管理委員会) 1
- 直接請求の連署基準数…………… (//) 1
- 直接請求の連署基準数…………… (//) 1

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 5 5 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 4 条の規定により、平成 2 1 年 8 月 3 0 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成 2 1 年 8 月 1 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

熊本県第 1 区	2 4, 6 1 1, 2 0 0 円
熊本県第 2 区	2 3, 7 1 9, 2 0 0 円
熊本県第 3 区	2 3, 1 7 7, 3 0 0 円
熊本県第 4 区	2 3, 5 8 9, 9 0 0 円
熊本県第 5 区	2 2, 8 1 0, 1 0 0 円

熊本県選挙管理委員会告示第 5 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 5 項及び第 7 5 条第 5 項の規定に基づくその総数の 5 0 分の 1 の数並びに同法第 7 6 条第 4 項、第 8 1 条第 2 項及び第 8 6 条第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数が 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 2 1 年 8 月 1 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

その総数の 5 0 分の 1	2 9, 8 7 7
その総数が 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	3 1 5, 6 4 0

熊本県選挙管理委員会告示第 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 8 0 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（その総数が 4 0 万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 2 1 年 8 月 1 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

選挙区名	
熊本市選挙区	1 5 5, 4 4 4
八代市・八代郡選挙区	4 0, 6 9 2
人吉市選挙区	9, 8 1 9
荒尾市選挙区	1 5, 5 7 9
水俣市選挙区	7, 7 7 2
玉名市選挙区	1 9, 3 0 1
天草市・天草郡選挙区	2 8, 3 5 5
山鹿市選挙区	1 5, 9 2 3
菊池市選挙区	1 4, 1 0 8
宇土市選挙区	1 0, 2 5 3
上天草市選挙区	9, 0 4 2

宇城市選挙区	1 7 , 2 7 6
阿蘇市選挙区	8 , 0 9 6
合志市選挙区	1 4 , 2 6 9
下益城郡選挙区	1 1 , 1 9 4
玉名郡選挙区	1 2 , 6 8 6
鹿本郡選挙区	8 , 3 3 5
菊池郡選挙区	1 7 , 2 6 7
阿蘇郡選挙区	1 1 , 3 8 5
上益城郡選挙区	2 4 , 8 8 1
葦北郡選挙区	7 , 2 6 3
球磨郡選挙区	1 6 , 9 0 3